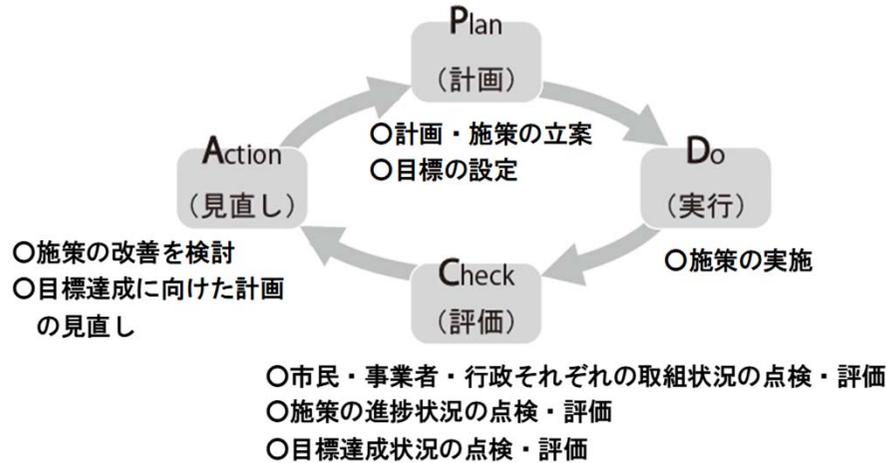


6 計画の進行管理及び進捗状況の点検・評価

環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。計画の実効性を高めるため、施策の見直しや継続的に改善を行うことにより、目標の達成を目指していきます。

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。



7 生活排水処理基本計画

本市における水洗化率は99.8%となっており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理していますが、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥については、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成される湖南衛生組合（一部事務組合）で共同処理を行っています。

今後も、仮設トイレを除いた全ての生活排水について、下水道で処理することを目標とします。



小金井市一般廃棄物処理基本計画（概要版）
発行：令和2年3月 小金井市 編集：環境部ごみ対策課
〒184-8790 東京都小金井市本町6丁目6番3号
電話：042-387-9835 FAX：042-383-6577



※ 市ホームページからダウンロードできます。（<http://www.city.koganei.lg.jp>）



一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定する計画です。長期的・総合的な視点から一般廃棄物の処理に関する基本方針や目標達成のための施策について定めています。

1 背景と目的

小金井市（以下、「本市」という。）の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合（一部事務組合）において、令和2年（2020年）4月から、新可燃ごみ処理施設での共同処理がはじまります。

一方、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、平成30年（2018年）3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進めています。

このような背景のなか、本市のごみ処理施策について、市民・事業者・行政が一体となって、相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、新可燃ごみ処理施設での共同処理の開始以降も、発生抑制を最優先とした3Rを更に推進するため、今回、新たに「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

令和2年（2020年）度を計画の初年度とし、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」の次期計画期間との整合を図るため、令和12年（2030年）度までの11年間を計画期間とします。

また、社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

平成[年度]	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	—	—	—	—	—		
令和[年度]	—	—	—	—	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
(西暦)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	
前計画 (H27～H36)																	
前期 (H27～H31)					後期 (H32～H36)												
本計画 (R2～R12)																	
前期 (R2～R7)								後期 (R8～R12)									
											中 間 目 標 年 度					目 標 年 度	

3 基本方針

基本姿勢

新可燃ごみ処理施設稼働後も、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、より一層ごみの減量及び資源化に向けた取組を進めます。

目指す将来像

将来にわたる安心・安全・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向け、3Rを推進する「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指すこととし、この将来像を市民・事業者・行政が共有することで、一人ひとりが主体的にごみの減量と資源化の推進に向けた取組を心掛け、実践していくための基本方針を定めます。

循環型都市 『ごみゼロタウン小金井』

基本方針

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』の実現に向けて、以下に示す2つの基本方針を定めます。

基本方針1
発生抑制を最優先とした3Rの推進

市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を実践することが重要です。本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。

基本方針2
安心・安全・安定的な適正処理の推進

収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われることが重要です。本計画では、安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。

4 目標の設定

基本方針である発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の指標として、以下に示す2つの目標を設定しています。

数値目標1

市民1人1日当たりのごみ排出量のうち、資源物を除いた「家庭系ごみ排出量」を令和12年度までに355g/人・日以下

数値目標2

埋立処分量ゼロを継続

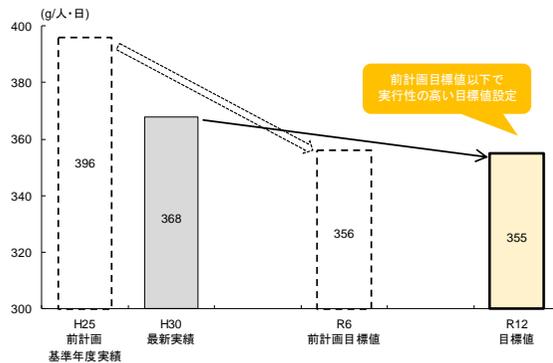


図 目標設定の考え方と目標値

5 計画の体系

基本方針「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、8の計画項目と30の取組内容を定めており、基本方針「安心・安全・安定的な適正処理の推進」では、3の計画項目と14の取組内容を定めています。

基本方針	計画項目	取組内容
発生抑制を最優先とした3Rの推進	1 ごみを出さないライフスタイルの推進 (リデュース)	(1) 食品ロス削減の推進 (2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 (3) マイバック・マイボトル・マイはしの使用促進 (4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発
	2 再使用の促進 (リユース)	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 (2) くつ・かばん類の有効活用の推進 (3) リユース食器の有効活用 (4) リユース活動を推進するための周知・啓発
	3 資源循環システムの構築 (リサイクル)	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 (2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 (3) 生ごみ資源化施策の推進
	4 分別・啓発活動の強化	(1) 正しい分別方法の周知と徹底 (2) 清掃指導員による分別指導の徹底 (3) わかりやすさを重視した啓発の強化 (4) 転入者を対象とした啓発の強化 (5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化
	5 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
	6 地域における3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 (2) 集団回収事業の支援と周知 (3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化
	7 事業活動における3Rの推進	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 (2) 事業系ごみの発生抑制の推進 (3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5) 認定事業所の周知と拡大 (6) 店頭回収の推進
	8 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 (2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 (3) 環境負荷低減の推進

：重点的に取り組む項目

基本方針	計画項目	取組内容
安心・安全・安定的な適正処理の推進	1 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 (2) ふれあい収集体制の推進
	2 安全・安心・安定的な処理・処分の推進	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 (2) 中間処理量・最終処分量の削減 (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 (4) 不法投棄防止体制の確立 (5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施
	3 廃棄物処理を支える体制の確立	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 (4) 清掃関連施設の整備 (5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 (6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (7) 環境基金の有効活用